

第 1 号議案

件 名	令和 9 (2027) 年度公立学校職員定期異動方針について
提案理由等	令和 9 (2027) 年度公立学校職員の定期異動に関しその方針を定めるものである。

令和 9 (2027) 年度公立学校職員定期異動方針

令和 8 (2026) 年 9 月 1 日

栃 木 県 教 育 委 員 会

令和 9 (2027) 年度公立学校職員の定期異動に当たっては、適材を適所に配置して、職員組織の充実と職員の勤務意欲の高揚及び資質の向上を図り、もって本県教育の刷新向上に努めるものとする。

このため、下記により円滑かつ適正な人事異動を行うものとする。

記

- 1 人材を抜擢して人事の刷新を図る。
- 2 人事異動を職員の資質向上のための機会ととらえ、人材の育成を重視した職員配置に努める。
- 3 勤務実績、年齢及び同一校勤続年数等を考慮して、適材を適所に配置する。
- 4 学校間の職員構成の均衡を図る。
- 5 小学校、中学校及び義務教育学校と県立学校間の人事の交流に努める。
- 6 小学校、中学校及び義務教育学校においては、各校種間の人事の交流に努める。
- 7 小学校、中学校及び義務教育学校においては、広域にわたる人事の交流を推進し、職員構成の全県的な均衡を図る。
- 8 小学校、中学校及び義務教育学校においては、へき地教育及び特別支援教育の振興のため、適正な職員配置に努める。
- 9 県立学校においては、地域相互間、学科間及び課程間の人事の交流に努める。
- 10 県立学校においては、高等学校と特別支援学校間の人事の交流に努める。
- 11 新規採用職員については、地域及び学校間の職員構成を考慮して、適正に配置する。